

JWF管理委員会規則

(名称)

第1条 本委員会は、JWF管理委員会と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、西日本ワイズ基金(Japan West Y's men's Fund)の管理および運用をはかることで、ワイズ発展のためのプロジェクトに資することを目的とする。

(位置)

第3条 本委員会は、定款施行細則第11条第1項に基づき常置委員会として設けられる。

(構成)

第4条 本委員会は、理事および6名の委員で構成され、理事をのぞく委員により委員長を互選する。委員は区役員会において選出推薦され、理事が任命する。

(任期)

第5条 理事を除く委員の任期は1年とする。ただし、連続して4期までの再任を妨げない。
2. 途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(保管)

第6条 基金は、本委員会の委員長名義で区事務所に保管されるものとする。

(運用)

第7条 基金の運用は、基本財産を減らすことなく運用益をもたらすものでなければならない。

(支出)

第8条 区役員会の決定によって検討を依頼された基金の支出については、全委員一致の決議を必要とする。

(付則)

第9条 この規則に定めのない事項は本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。
2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2001年4月8日	改正	2004年4月4日	改正	2003年6月14日	改正	2005年11月28日	改正
2001年7月1日	施行	2004年4月5日	施行	2003年7月1日	施行	2005年11月28日	施行